

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から6月30日までを緊急対応期間**と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施いたします。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も 助成金の対象に含める（緊急雇用安定助成金）
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10（中小）、3/4（大企業）
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日） 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）

※赤字は緊急対応期間における拡大措置